

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1020010	耕作放棄地を復元再生するため、不在地主が農地を保有することを原則禁止としている農地法を厳正に運用し、耕作放棄地を強制買収する。		現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限している。なお、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることとなっている。		耕作放棄農地の転売促進を促す為の、農地法の弾力的運用	耕作放棄農地を強制的に買収し、農地を再生して自給率の向上に貢献する(詳細別紙)	E		事実確認に基づいた提案内容である。 なお、現行の農地法では、単なる「不在地主」ではなく、「小作地を所有する不在地主」を制限しており、この制限については、「農地法等の一部を改正する法律」により廃止されることになっている。	右提案主体からの意見あり。	E		私は「農地の荒廃とその要因、それを解消する対策」を提言しているものであり、現行法の解釈を求めているわけではありません。構造改革特区の目的は「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する、云々」とあります。農地法の解釈をいかに事業の許可をすることが、「構造改革特区」に対する農水省の方針ですか。改革への提言を「事実確認」と言う安易な言葉で片付け、農地荒廃の要因も示さず、将来展望も明しない農水省の姿勢が、日本の農業を疲弊させたのだと、改めて認識しました。一国民の真摯な提言に対し、このような空虚な回答しか出来ない農水省に、深い失望を感じます。		耕作放棄地発生原因は、「高齢化等による労働力不足」、「農地の引き受け手がいない」、「土地条件が悪い」等、地域社会の状況や耕作条件等によりそれぞれ異なる。また、これまで、耕作放棄地の発生を防止し、その解消を図るため、 ① 中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策による耕作放棄地の発生防止 ② 担い手への農地の利用集積や新規参入促進、基盤整備等を通じた耕作放棄地の有効活用 ③ 放牧利用や市民農園としての利用の促進 等各種の施策を推進してきたところである。さらに、耕作放棄地を解消・継続利用するためには、「引き受け手」、「土地条件」、「導入作物」といった課題に対応した総合的な取組が必要であることから、主として引き受け手をどうするかという観点からは、多様な主体の参入が可能となるよう農地賃借に係る規制を緩和するなどの農地制度の見直しを行ったところであり、土地条件はどうか、導入作物をどうするかという点については、賃借等により耕作放棄地を再生・利用する取組を支援するとともに、必要に応じて水田フル活用や面的集積に向けた施策を活用することにより、耕作放棄地の解消を目指していく。 なお、離農や規模縮小する農家の農地について、県等の農業公社が買入れ・借り入れをし、担い手に売渡し・貸付けする農地保有合理化事業も行い、担い手への集積を図っている。また、農地法は不在地主が農地を保有していることを禁止しておらず、同法第6条で不在地主が農地を貸すことを禁止していたが、本年6月24日公布された「農地法等の一部を改正する法律」により、同条は廃止され、農地を貸しやすく借りやすくなった。		1 0 0 6 0 0	個人	長崎県	農林水産省	
1020020	新自衛隊予備隊を創設し、平時において農業に従事させるために、農地の権利を取得できるようにする。		農地の権利取得については農地法の要件を満たすことが必要。		新自衛隊予備隊の創設	新自衛隊予備隊を創設し、平時における活動を農地再生に活用(詳細別紙)	E		新自衛隊予備隊の創設について、お答えする立場にないが、農地の権利取得については、農地法の要件を満たすことが必要。		E						1 0 0 6 0 0	個人	長崎県	農林水産省 防衛省	
1020030	中華人民共和国原産地又は船積地域とするサケ及びマス並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への輸入承認申請前水産庁長官への事前確認申請において提出すべき書類について、 ① 当該漁獲及び漁場に関する確認書、 ② 当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 ③ 貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 ④ 使用原料確認書 を必要とする。	輸入貿易管理令第4条第1項第2号	輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき、台湾、北朝鮮及び中華人民共和国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類について、我が国に輸入する場合には、経済産業大臣の輸入承認を必要としている。 また、手続は、経済産業大臣への承認申請の前に、水産庁長官への事前確認が必要とされている。 事前確認申請の審査にあつては、確認申請書の他、当該申請書に記載された内容の証拠書類として、 1 当該貨物の原産地の公的機関が発行する原産地証明等 2 当該漁獲及び漁場に関する確認書 3 貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類 4 使用原料確認書を必要としている。		中華人民共和国原産地又は船積地域とするサケ及びマス並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の経済産業大臣への承認申請前水産庁長官への事前確認申請において提出すべき書類のうち、当該漁獲及び漁場に関する確認書、並びに当該貨物の漁獲時から日本に輸入するまでの売買、加工、輸送等貨物の流れを証する書類については、提出を不要とすること。	当該確認申請においては5つの書類を提出することとされているが、その審査に1ヶ月程度要し、その後の承認及び通関手続を経て我が国に輸入されるまでに数ヶ月を要している。輸入されるサケ及びマスの多くは一次加工のみを経た生鮮品であり、輸入までにこれだけ多くの時間がかかること、冷凍保存されていたとしても、劣化等は避けられない。中国は我が国にとって水産物の一次加工の重要な拠点の一つとなっているところ、現行手続はその積極的活用の大きな障害となっている。 また、現状において、輸入されるサケ及びマスのほとんどは養殖されたものであって不正に捕獲された可能性は極めて低く、原産地の公的機関が発行する原産地証明等によりその事実を確認すれば足りると考えられるところ、現行手続は輸入事業者が無用な負担を強いものであると考えられる。加えて、こうした手続により輸入に時間を要することにより、世界的に食料の需給が逼迫している状況にあって、輸入先の多様化等を通じた、安定的な食料供給の確保や、国民の食生活の安定にも支障が生じるものと考えられる。	C		国連海洋法条約第66条において、サケ・マスなどの溯河性資源については、「溯河性資源の発生する河川の所在する国は、当該資源について第一義的利益及びび責任を有する」とする母川主義が定められている。 また、北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約第3条第3項においても、条約締約国は、「この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとる」とされている。 このため、我が国は、過去において同条約に反し不法採捕を行った台湾、北朝鮮及び中国を原産地又は船積地域とするサケ・マス類を我が国に輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき輸入承認を必要としているところであり、輸入承認に当たっては、不法採捕であると認められることが審査における重要な要件であることから、これらの提出を不要とすることは適当でない。	右提案主体からの意見あり。 に対する回答、提案主体が主張する2種類の書類を不要とした場合の不都合な点及び処理期間について、再度回答願いたい。	C		2種類の書類を不要とした場合の不都合な点については、 1 ①の書類を不要とした場合、原産地証明書では原料の数量及び原産地を判断できないため、養殖など適な漁獲及び漁場で漁獲された漁獲物によるものであるということが判断できなくなる。 2 ②の書類を不要とした場合、当該貨物が1で判断した原料を使用し製造された調製品であることが推測できなくなる。 ことから、これらの提出を不要とすることは適当でない。 申請の処理期間については、水産庁では、書類の不備がない場合、長くとも10日程度で処理を終わらせることとしており、概ね1週間、早ければ2-3日で処理しているところである。		右提案主体からの意見あり。 に対する回答、提案主体が主張する2種類の書類を不要とした場合の不都合な点及び処理期間について、再度回答願いたい。	1 0 0 3 0 2 0	(株)三井物産 戦略研究所	東京都	農林水産省 経済産業省		
1020040	森林法における開発行為に対する都道府県知事許可基準の緩和(解除)	森林法	森林内で1ヘクタールを超える開発行為を行う場合、開発による周辺地域への悪影響がないよう、都道府県知事の許可を受けなければならない(森林法第10条の2第1項) 一方、都道府県知事は、開発を行う森林の有する機能からみて開発行為が、次の4項目に該当しないと認めるときは許可し得る(森林法第10条の2第2項)。各都道府県においてこれらの項目について基準を設け、許可の可否について判断している。 ①土砂の流出又は崩壊などの災害を発生させるおそれがあること ②水害を発生させるおそれがあること ③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること ④環境を著しく悪化させるおそれがあること		森林法における開発行為は、都道府県知事の許可をむねとしているが、許可権限の数量規制を特区内的み緩和(解除)していただきたい。	①弊社は、大竹市に一律で約264万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し100万㎡規模(畑50万㎡、果樹園50万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約300戸の住宅分譲事業(建物、水道平家建約30坪、総約100坪)を計画し、自然の中でスローライフを享受し環境を提供する。敷地は約500㎡/1住戸とし、全体で約30万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等と同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外へ搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組み(社)日本有機資源協会と協賛中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。 上記事業は、森林法における開発行為にあたり、都道府県知事の許可を要する。しかし、この許可を現行制度に沿って取得しようとする場合、林地開発許可申請の申請に時間と費用(設計費3000万円程度)を要し、さらに本事業規模の大きさが事業実施の大きな障壁となっている。本事業は日本の食料自給率アップに寄与するものであり、また、山林を開墾し農園と住宅を造り、人を集め、村を興し、農業従事者の育成、雇用創出、拡大にも貢献できる計画である。	E		許可権限の「数量規制」の内容が不明であるが、森林法においては、同法10条の2に基づき林地開発許可に関して「特例」「数量規制」を設けていないことから、事実確認と考えられる。要望の真意を再度示されたい。 (森林法第10条の2に基づく開発行為の許可について) 森林は、土砂の流出の防止、水源のかん養、環境の保全といった機能を有しており、森林の開発によってこれらの機能が失われ、災害により人命や財産に被害を生じたり、洪水や生活環境の悪化を引き起こしたりするおそれがある。 このため、森林の開発に当たっては、森林の有する公益的機能を確保し、無秩序な開発による悪影響が周辺地域に及ばないようにするため、土砂の流出の防止や洪水調整のための施設等の設置や一部の森林を残し保存することなどの措置を実施する必要がある。このような措置が適切に行われようとするため、1ヘクタール以上の森林の開発については、都道府県知事の許可のもとで行うこととしている。	右提案主体からの意見あり。 に対する回答の上、再度回答願いたい。	E		要望の真意は、地域対象森林(森林計画)の緩和(解除)、または林地開発行為における許可制の適用除外(連絡調整協議)です。本件事業は、日本の食料自給率向上を第一の目的とする100ha規模の大型農園を造ることです。しかし、山林を農地に変更するような大規模な開発は全国にも例がなく、所定の手続きを行うにしても申請から許可に至るまで、多大な費用と時間が必要で、本件事業実施に大きな障壁となります。また、一度の手続きに着手して、果してこれだけ大規模な日本初の試みに対して、県から本当に許可を頂けるのでしょうか。事業は必ずやり遂げます。最終的には、御判断にお任せ致しますが、出来れば特区の認定を望みます。		大型農園開墾 特区	1 0 4 0 0 0	ランドクリエイ ト株式会社 アグロ フォレストリ 弥栄株式会社	広島県	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁	
1020050	中山間地域総合整備事業で整備した活性化施設を含む地域が、市町村合併によって新たに市の農業振興の重要地域として位置付けられることとなった。新たに地域農業や都市部と農村部の交流拠点として当該施設を活用することとして、当該施設の活用について検討を進めた結果、従来の活用に加え常設販売の用途を併せ持つことが適当である。以上ことから当該施設において多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図るために、利用目的外である常設販売を行えるようにする。		中山間地域総合整備事業の運用(平成21年4月1日付け20農農第2248号農村振興局農行政策部中山間地域振興課長通知)において、「施設内での販売は地元特産物のPR等に資する小規模なものに限る。また常設販売となる部屋、カウンター等の施設は補助対象外」とされている。		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市等海活性化センター(四季彩館)」を目的として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。オープン当初より一定の利用者があるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市の合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当該施設を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、等海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。		F	中山間地域総合整備事業で整備される活性化施設は公共施設として営利目的の利用制限を課す必要があると判断し、常設販売は認めないであったところである。しかしながら、食の安全・安心に対する関心や地域活性化のニーズの高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、地域農産物のPR手法として販売等は有効な手段となってきており、常設販売を含めた施設の柔軟な運用を求められる声も多いため、今後、活性化施設の更なる有効利用の観点から運用の改正が可能かどうかの検討を行いたい。その際にも、提案内容についても参考としたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、検討時期の目途について再度回答いたします。	再検討要請	等海活性化センター「四季彩館」の活用については、利用向上及び機能強化に向けた検討が進められていることから、その実現にあたって運用の改正の時期についてご回答いただきたい。			運用の改正に当たっては、すでに現行の条件の下、補給が行われている地の事情への影響対応、運用に当たっての細目等を考慮検討する必要があること等から、その検討には一定の時間を要すると考えられている。このため、事業の目的に沿った利用形態となるような運用の方法について、検討を早急に進めているところであるが、現時点において具体的な検討期間についてお答えすることは困難である。					10440010	長崎市	長崎県	財務省 農林水産省
1020060	耕作放棄地化している公共牧場所有の農地については、種林転用する場合に限り、第1種農地であっても農地法第4条の農地転用規制を緩和すること	農地法第4条	農地に種林を行うこと等により農地を農地以外のものとする場合には、都道府県農知事の許可(4ha超の場合は農林水産大臣の許可)が必要。		公共牧場の牧草地への種林について、農地法第4条に規定される農地転用規制を緩和する措置を講じる。 【現状】北海道内の一部の公共牧場は、畜産農家戸数の減少等により、経営の休止や縮小を余儀なくされている。このため、これらの牧場が所有する農地の中には、耕作放棄地も見られることから、今後、農地の効率的な利用が懸念される。 【課題】公共牧場の所有する農地が耕作放棄地化することは好ましいことではないが、地味によっては、気象条件等により牧草以外に作付けできない農地も多く存在していることから、耕作放棄地化はやむを得ない状況となっている。こうした農地をもつ公共牧場では、耕作放棄地拡大を抑制し、農地を保全するための一手法として種林を検討している。しかしながら、公共牧場内草地は農地法上、1種農地に該当するため、同法第4条の規制により種林を断念せざるを得ない状況にある。 【提案】気象条件等により牧草以外作付けできない耕作放棄地化している公共牧場所有の農地を農地として保全するため種林転用する場合に限り、1種農地であっても、農地法第4条の農地転用規制を緩和する措置を講じる。 【効果】種林は、農地を区分することにより、効率的な肥培管理を助長し、農地を保全するとともに、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素吸収効果による地球環境を保全する。		C	今年6月に農地法等の一部改正が行われ、農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、農地の貸借りを易くし、農地を最大限に利用するための仕組みが整備されたところである。 また、耕作放棄地については、その解消に当たっての課題(引き受け手、土地条件、導入作物)に対応するため、今回の農地制度の見直しのほか、平成12年度から耕作放棄地再生利用緊急対策を実施し、所有者と利用者との調整や再生・利用の取組に対する支援等を行い、有効利用を図ることとしているところである。 このため、一定の集団性を有する農地については、農業生産のための基盤として確保していく必要があり、現在耕作放棄されているからといって転用規制を緩和することは不適当である。今後、公共牧場としての利用が見込めない農地については、上記施策を活用して担い手農業者に集積するなど、農業的利用を検討することが重要であると考えられる。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答いたします。	再検討要請	公共牧場としての利用が見込めない農地については、耕作放棄地再生利用緊急対策等を活用して担い手農業者に集積するなど、農業的利用を検討すべきです。僅かに残っている担い手は、既に離農跡の農地を集積しており、現状の担い手による公共牧場草地の活用は見込めない状況です。また、公共牧場草地の多くは、急傾斜地を含むことや、農家は場から遠く奥まった山間に位置しているケースが多く、作業効率的にも、適作距離的にも活用を期待するのは困難と思われます。			貴省によれば、耕作放棄されることをもって転用を認めることは、意図的に耕作放棄するモラルハザードを誘発するおそれがあることですが、提案しているのは、公共牧場内草地であり、公共牧場側が転用目的のため意図的に耕作放棄することは、その性格上考えられません。これまで申し上げたとおり、畜産農家戸数の減少により、牧草以外作付けできない気象条件のもとで農地が利用できなくなり、担い手による活用も見込めない状況では、次善の策として種林による活用以外考えられません。また北海道においては、市街地から遠く山間部に位置し、急傾斜地を含む公共牧場草地を活用する主体は、法改正後においても現れるとは思えません。				10070000	北海道土川支庁	北海道	農林水産省	
1020070	NPO法人を農業生産法人として認めることにより、日本政策金融公庫のL資金の活用ができるようになる。		L資金を利用するためには、認定農業者であることが必要。		・日本政策金融公庫(農林水産事業)のL資金の活用を可能とする規制緩和。		E	事実確認に基づいた提案内容である。農業生産法人でなくても認定農業者の要件を満たせば、L資金を利用することは可能である。		再検討要請							地域活性化モデル事業	1059440	樹ドゥブロン	高知県	農林水産省	
1020080	NPO法人が行う森林整備事業・丸太加工事業については、森林組合と同等の助成を適用することにより、森林事業と雇用の安定化を図る。		平成21年度補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」では、NPO法人等についても、事業の実施主体となり、助成を受けることが可能としているところである。なお、森林整備加速化・林業再生事業において補助対象となる実施主体は、実施要綱(平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知)により規定されている。		・NPO法人による森林整備事業を行う場合、森林組合と同じ間伐等定期助成を適用できる措置。		D	当該提案事項については、現行制度で適用可能である。 「森林整備加速化・林業再生事業」において、森林整備事業については、 ①特定間伐等促進計画において市町村長より間伐実施主体として認定され、②地域協議会の構成員となる(協議会への参加については都道府県農務担当部局にお問い合わせください。)等の要件を満たせば、NPO法人においても森林組合と同様の助成を受けることが可能となっている。 また、丸太加工事業についても、①地域協議会の構成員となるほか、②間伐材を活用する等の要件を満たすと、NPO法人についても森林組合と同様に定額補助(1/2以内)を受けることが可能となっている。		再検討要請							地域活性化モデル事業	1005000	樹ドゥブロン	高知県	農林水産省	
1020090	かんがい用水の畜産用水への活用		かんがいの事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利用が可能となり、更に、事業計画に位置付けられた営業が定着して、100%計画どおりの水利用がされるといった特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と強い関係がある水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。 具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑かんがい事業利用量がかんがい未利用分の範囲内であることは、何らかの簡素な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利用が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。 なお、本提案メニューが承認され、具体的特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがいが不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。		かんがいの事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利用が可能となり、更に、事業計画に位置付けられた営業が定着して、100%計画どおりの水利用がされるといった特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と強い関係がある水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。 具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑かんがい事業利用量がかんがい未利用分の範囲内であることは、何らかの簡素な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利用が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。 なお、本提案メニューが承認され、具体的特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがいが不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。		-	管理コード1020100の提案に対する回答にあるとおり、河川法上の問題が解決された場合には、提案の施設の利用についても、現行制度で対応可能であると考えられるが、より明確になるよう対応を検討する。		再検討要請			当該提案の再検討要請に対する国土交通省からの回答は「D」であること、また右提案主体からの意見を踏まえ、貴省においても対応可能か再度検討し回答されたい。					10060010	宮崎県、鹿児島県	宮崎県、鹿児島県	農林水産省 国土交通省	

10 農林水産省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
1020140	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地法第4条第1項	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。		農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。	農地転用許可事務は、優良農地の確保の観点から、法令により全国統一的な許可基準で運用されている。国が全国的視野に立って総合的な判断をする必要性は特に大規模な場合に限ることとし、8haまでは県に移譲しても支障はない。 171回通常国会に提出された農地法の一部を改正する法律案にあり、農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は都道府県知事に対し農地転用許可事務の適切な執行を求めればよく、農地転用に係る国の許可権限の都道府県への委譲及び国の協議の廃止については、地方分権改革推進委員会の第1次勧告どおりの実施が可能と考える。	C		提案を受け入れることは困難。 地方分権改革推進委員会の第1勧告を受けて決定された「地方分権改革推進要綱(第1次)」に沿って農地転用許可事務の実態調査を行った結果、都道府県知事が行う2ha以下の農地転用許可事務のうち、許可の判断に疑義のあるものが12.1%に及ぶことが分かった。このことから、第171回国会において、農地を確保するために国等の役割を強化することを内容とする農地法の改正案が可決・成立したところである。また、当該改正法の附則において、改正法施行後5年を目途として、法改正で措置された事項の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、法律の規定について検討を加えることとされたところである。このような法改正の内容、経緯等を踏まえて対応する必要がある。 なお、昨年12月8日に公表された地方分権改革推進委員会の第2次勧告においては、「次期通常国会に提出予定の農地政策関連法案において農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。」とされている。			今回の農地法の改正により、農林水産大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができるとなったのであるから、農地転用について重要案件によって国と地方公共団体の許可権限等を分ける必要はなく、地方分権推進委員会の第一次勧告で示された農地転用に係る国との協議の廃止及び国の許可権限の都道府県への委譲については、改正法施行後5年を待たずとも、直ちに実施が可能と考える。		第171回国会において可決・成立した農地法等改正法においては、農地の確保の観点から、4ha超の大規模な農地転用については、従来のとおり、農林水産大臣の許可が必要とし、また、都道府県知事が許可するに当たり2ha超4ha以下の農地転用については、従来のとおり、あらかじめ農林水産大臣に協議することとしたところである。 また、本改正法では、以上の制度に加えて、農林水産大臣は、都道府県知事が行う農地転用許可事務について、適正な処理を怠り、これを放置すれば農地のかい離が進行する場合等において、講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うこととしたところである。このように本改正法は、農地転用許可事務における国と地方公共団体の役割分担を維持しつつ、当該事務処理の適正化を図ることとしたものであり、本改正法をもって国との協議の廃止及び国の許可権限の都道府県への委譲をすべきということにはならない。		右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。		地方分権改革推進本部が決定した出先機関改革に係る工程表で、今年中に改革大綱を策定、事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲は、平成24年度から実施することを基本とする。その間においても、可能なものは、速やかに実施している。その工程表の中で地方農政局の事務である農地転用に関する事務は、農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行うとしており、同法が成立したためであるから、今後、施策の実施状況を踏まえ、速やかな移譲が可能と考える。		1 0 7 1 0 0 0	兵庫県	兵庫県	農林水産省
1020150	後継者不在の荒廃農地等において、地域住民の福祉に資する施設(高齢者の専用住宅、運動公園及びカルチャーセンターその他の施設)の整備を行うため、 ① 農用地区域からの除外申請 ② 開発許可 手続の簡素化を求める		①については、農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画(以下「農振計画」という。)において定める農用地等として利用すべき土地の区域(農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。第8条第2項第1号)であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、農業生産性が高く、相当長期(おおむね10年以上)にわたり確保すべき優良農地の区域である。 このため、除外申請があった場合には、市町村が、農振法第13条第1項の規定により農用地区域からの除外が必要と判断し、同法第2項に規定する除外要件のすべてを満たしているとした上で、同法第4項において、同項に規定する農振計画の変更について準用する農振法第11条第1項に規定する公告・縦覧、同法第8条第4項に規定する都道府県知事への協議・同意、同法第12条に規定する変更の決定の公告・縦覧の手続きを経ることにより、農用地区域から除外できるとしている。 なお、以上のように農振計画の変更は市町村等が自らの判断により行うものであり、仮に、市町村が農用地区域からの除外申請を受け付けているとしても、当該行為は農振法に基づくものではなく、市町村が農業振興地域整備計画の変更の必要性を検討する上で参考にするために行われるものである。 ②については、農振法第15条の2に基づき、農用地区域内における開発行為を行う場合には、当該開発行為を行う者は都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。 なお、農振計画の変更により、農用地区域から除外された土地については、農用地区域に係る規制の対象外となり開発許可は不要である。		地域住民の福祉に資する施設を建設する場合において、農振農用地区域からの除外申請及び開発許可の手続きの簡素化を求める。	朝倉郡築前町周辺は過去にパイロット事業の実施等により農業従事者が多い地域であるため、地元高齢者は月額15万円程必要な福祉施設への入所は不可能である。 そのため、当金が農業後継者が存在しない等による荒廃農地及び隣接する町所有地を一体的に取得し、地元高齢者が国民年金程度で入居可能な低層高齢者専用住宅(100名規模)を中心に運動公園、カルチャーセンター、デイサービス、レストラン等を配し、入居者と地域住民の健康で文化的な生活を提案することにより、高齢者への安心安全な住居の提供と地産地消の推進や地域雇用を創出し、地域の活性化を目指す複合施設を構築する。なお、近隣に当金の介護老人保健施設があるため、協力が得られ福祉の充実が図られるものとする。具体的には次のとおりである。 1.建設等のインシヤルコストを抑える為、農振農用地区域からの除外申請や開発許可等の手続きについては外注せず独自で行う。 2.地域の農産物を直接仕入れ、さらにカット野菜(規格外も含む)に加工後に配送し、当該計画施設で使用する。また、地元の野菜を使用した自然食レストランでメタボ予防食等を提案する(生産性の向上と配送、調理の時間、不要部分の廃棄費用等の軽減)。 3.居室を4人部屋にすることでインシヤル/ランニングコストの削減を図り低価格の入居費を実現する。 【提案理由】 3年前より農振農用地区域からの除外の地、開発許可の手続きを進めているが、町役場における人事異動や追加で資料が請求され許可が下りていない状況であるため。	C		①については、提案を受け入れることは困難。 国民への食料の安定供給を図る上で最も基礎的な生産基礎である優良農地を確保することは国の重要な責務であるとともに、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を果たしながら一体として優良農地を確保していくことが重要である。 このため、優良農地である農用地区域内の土地を除外する場合には、市町村が農振法第13条に規定する変更の要件を判断の上、同法第11条、第8条及び第12条に規定する農振整備計画の変更に係る手続を行うことが必要となる。 ②については提案を受け入れることは困難。ただし、農用地区域から除外された土地については、農振法に基づく開発許可は不要。 農用地区域内における開発行為は、国民への食料の安定供給を図る上で重要な資源である農用地等として利用すべき土地を量的に確保する観点から農振法第15条の2に基づき制限されており、農振法に基づく開発許可自体を簡素化することは困難である。 なお、農用地区域外の土地については農振法に基づく開発許可は不要である。		計画地は荒廃農地で今後、後継者不在もあり生産性の向上は見込めません。今後、このまま放置すれば、荒廃が進みます。この問題を先送りせず、当該開発計画を推進する事が問題の解決策で地域に役立つ土地になると考えます。この土地も農地である前に国土であり国土は国民の利益(最も基礎的な生活基盤である居住の安定化、健康の活用も重要と考えます。是非、現地視察行って、総論ではなく各論で御回答をお願いいたします。		農用地区域からの除外のための市町村農業振興地域整備計画の変更は、法定の要件を満たした上で、市町村が計画の変更が必要が生じたと判断した場合に可能となるものであり、まずは町役場とよく御相談いただきたい。 また、町役場は御相談されたものの、納骨が得られない場合には、都道府県や地方農政局等においても、制度運用に関する個別の相談に応じているので、御活用いただきたい。		右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答願いたい。		1 0 7 2 0 1 0	社会福祉法人 寿泉会	福岡県	農林水産省			